

令和6年度

板橋区産後ケア事業のご案内

詳しくは
区ホームページを
ご覧ください。



産後のお母さんと赤ちゃんが助産師による授乳相談や育児支援を受けていただくことで、安心して子育てできるようサポートする事業です。

宿泊型

施設にお泊り
24時間見守り

通所型

日帰りでケア
昼食つき

訪問型

ご自宅に
助産師が訪問

利用できる方

事業利用日に板橋区に住民登録のあるお母さんと赤ちゃん
ただし、感染性疾患(風邪、インフルエンザ、麻しん、風しん等)に罹患している方や、心身の不調や疾患があり、入院加療や医師による医療行為が必要な方は利用できません
また、赤ちゃんの健診日や、予防接種日とその翌日に利用することはできません

ケア内容

- ・お母さんの身体的ケアや体調の相談
 - ・授乳の相談、乳房ケア
 - ・沐浴やおむつ替え、抱っこの方法など、育児に関する相談
 - ・赤ちゃんの体重や健康チェック、発育発達に関する相談
 - ・お母さんの育児不安などに関する相談
- など

	宿泊型	通所型	訪問型
利用期間	施設により利用期間(対象月齢)が異なります		産後1年以内
	最大 産後120日以内 ※在胎37週未満の早産児は 修正月齢で120日以内	最大産後6か月未満 (令和6年4月1日現在)	
利用料金	1泊2日 8,000円 1日追加 4,000円	1回 2,000円	1回 600円
利用回数	6泊7日まで ※分割して利用することも可能です	7回まで	5回まで ※すくすくカードが 2回まで利用できます
	※前日午前10時以降のキャンセル(取りやめ)の場合、 1日利用したものとみなし、利用可能日数を減じることがあります		
利用施設	区契約施設のみ利用できます ※施設一覧は、区ホームページをご確認ください		—————

【利用料金について】

- ・ 多胎の場合、2人目以降の料金は、宿泊型は1泊2日4,000円、通所型は1回1,000円、訪問型は赤ちゃん1人につき1回600円になります
- ・ 非課税世帯・生活保護受給世帯の方は、宿泊型・通所型の費用負担が免除になります

利用の流れ、申請方法・申請窓口は裏面をご覧ください →

宿泊型

通所型

登録申請

妊娠 8 か月以降に
利用登録の申請を
してください

※産後の申請も可能で
すが、妊娠中の申請
をお勧めします

登録決定

「利用登録承認決定
通知書」、「利用者カ
ード」、「アンケート」
を郵送しますので、
利用日まで保管して
ください

※申請から 2 週間程
度かかります

利用予約

利用希望の施設に
予約の連絡をしてく
ださい

※施設のベッドの空き
状況により、希望日
に利用できない場合
があります

施設利用

施設に「利用登録承
認決定通知書」と
「利用者カード」を
提示し、利用料金
をお支払いください

※アンケートのご協力
もお願いします

申請方法

web 申請

こちらから



窓口申請

板橋区役所健康推進課(区役所南館3階 21 番)へお越しください

郵送申請

「産後ケア事業利用登録申請書」を郵送してください

【あて先】〒173-8501 板橋区板橋2丁目 66 番1号

板橋区役所健康推進課母子保健係「産後ケア事業担当」宛

訪問型

利用申込

お住まいを担当する健康
福祉センターへ電話で申し
込みをしてください

※申込から訪問まで、10日程
度かかります

訪問日時連絡

区が契約する助産師から
電話があり、訪問日時を決
定します
相談内容もお伝えください

助産師訪問

訪問時間は30分～60分
程度になります
助産師に利用料金をお支
払いください

申込窓口

受付は、月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始のぞく) 午前9時から午後5時まで

板橋健康福祉 センター	03-3579-2121	【担当地域】 板橋、稲荷台、大谷口、大谷口上町、大谷口北町、大山町、大山金井町、大山西町、 大山東町、加賀、熊野町、小茂根(1丁目1番)、幸町、栄町、中板橋、仲宿、仲町、 中丸町、氷川町、双葉町、富士見町、本町、南町、向原、大和町、弥生町
上板橋健康福祉 センター	03-3937-1041	【担当地域】 上板橋、小茂根(1丁目1番を除く)、桜川、東新町、常盤台、東山町、南常盤台
赤塚健康福祉 センター	03-3979-0511	【担当地域】 赤塚、赤塚新町、大門、徳丸、中台、成増、西台、三園(1丁目)、四葉、若木
志村健康福祉 センター	03-3969-3836	【担当地域】 相生町、小豆沢、泉町、大原町、坂下、清水町、志村、蓮沼町、蓮根、東坂下、舟渡、 前野町、宮本町
高島平健康福祉 センター	03-3938-8621	【担当地域】 新河岸、高島平、三園(2丁目)